

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年12月23日

【会社名】 粧美堂株式会社

【英訳名】 SHOBIDO Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 寺田正秀

【本店の所在の場所】 東京都港区港南二丁目15番1号

【電話番号】 03-3472-7890

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長兼総務人事部長兼経理部長 斉藤政基

【最寄りの連絡場所】 大阪市北区西天満六丁目4番18号

【電話番号】 06-6365-7001

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長兼総務人事部長兼経理部長 斉藤政基

【縦覧に供する場所】 粧美堂株式会社 大阪本社
(大阪市北区西天満六丁目4番18号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2025年12月19日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2025年12月19日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、寺田一郎、寺田正秀、友田裕士及び齊藤政基を選任するものであります。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、酒谷佳弘、渡辺徹及び北沢みさを選任するものであります。

第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役吉田浩太郎氏及び豊倉忠明氏、監査等委員である取締役今村善博氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するものは取締役会、また監査等委員である取締役に対するものは監査等委員である取締役の協議に、それぞれ一任するものであります。

第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して、譲渡制限付株式報酬制度を導入し、譲渡制限付株式を付与するために支給される当社の普通株式又は金銭債権の総額は、年額40百万円以内とするものであります。なお、本制度に基づき、対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年6万株以内であります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件					
寺田 一郎	103,720	571	0	(注) 1	可決 98.41
寺田 正 秀	103,605	686	0		可決 98.30
友田 裕 士	103,923	368	0		可決 98.61
斉藤 政 基	103,906	385	0		可決 98.59
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件					
酒谷 佳 弘	103,588	733	0	(注) 1	可決 98.26
渡辺 徹	103,620	671	0		可決 98.32
北沢 み さ	103,891	400	0		可決 98.58
第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件	103,140	1,151	0	(注) 2	可決 97.86
第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件	103,443	848	0	(注) 2	可決 98.15

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
 2. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。